

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平 成 3 0 年 (行 ヒ) 第 6 号
決 定 日	平 成 3 0 年 4 月 1 3 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	菅 野 博 之 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	仙台高等裁判所平成29年(行コ)第6号(平成29年10月26日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成30年4月13日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 門 脇 浩 樹 (印)

当事者目録

申	立	人	仙台市民オンブズマン
同	代 表 者 代 表	表 士	原 田 憲
同	訴 訟 代 理 人 弁 護	士 方	千 葉 晃 平 ほか
相	手	方	宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩
同	補 助 参 加	人	渡 邊 和 喜
同	補 助 参 加	人	佐 々 木 征 治
同	補 助 参 加	人	池 田 憲 彦
同	補 助 参 加	人	石 川 光 次 郎

これは正本である。

平成30年4月13日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 門 脇 浩 樹

